

# 高知ろう学校いじめ防止基本方針

平成26年3月14日策定

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの幼児児童生徒にも起こりうる」との認識に立ち、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが重要である。

そこで、高知ろう学校の全ての幼児児童生徒が、元気に充実した学校生活を送り、満足（感動）して進級・卒業していくためには、幼児児童生徒をいじめに向かわせることなく、よりよいコミュニケーションをもって、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとほぐくみ、いじめを生まない土壌をつくっていかなければならない。そのために、「高知ろう学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第3条より)

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条より)

### <運用上の注意点>

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- 当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止委員会」を活用して組織的に行う。

## 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 4 「いじめ防止委員会」

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがあるときには、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、本校の学校基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめの取組が計

画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う。

### (1) 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な「年間指導計画」の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正を行う。
- いじめに関する校内研修の企画・検討を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や幼児児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある幼児児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

### (2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、人権教育主任、生徒部長、各学部主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、寮務主任、スクールカウンセラーとする。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員（学級担任、部活動顧問等）を追加する。

### (3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、心理や福祉等の外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて心理や福祉等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

## 5 いじめ防止のための取組

### (1) 学校づくり・授業づくり

- 全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- 分かる授業づくりを進める、全ての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 全ての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員で、分かる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくっていく。

- 日々の授業の中で当たり前前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

## (2) 集団づくり・児童等理解

- 全ての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信がはぐくむ。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作りだしていく。
- 自分の障害について認識するとともに、他者の障害についての理解を深める。
- 幼児児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動、ホームルーム活動の時間など、ホームルーム単位の指導を、幼児児童生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。

## (3) 生徒指導

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校としてそろえていくべき事柄を確認する。
- いじめている幼児児童生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている幼児児童生徒を容認することがないようにする。
- 幼児児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけること。

## (4) 教職員の資質能力の向上

- 授業を担当する全ての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、幼児児童生徒を傷つけたり、他の幼児児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- 全ての児童生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

# 6 いじめの早期発見、早期対応等

## (1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、幼児児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）
- 幼児児童生徒の変化等に気付いた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。

- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく（個人情報管理に注意することも盛り込む）。
- 得られた目撃情報等をその都度集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 朝や帰りのホームにおいて、一人一人の顔を見て声を聞く。
- 個人ノートや生活ノート等、教職員と幼児児童生徒の間で交わされる連絡帳や日記等も活用する。
- 保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 普段から幼児児童生徒の生活を把握するための健康調査や定期的な個人面談を行う。
- 児童生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気を付ける。
- やつとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと対応してもらえなかったりする等がないようにする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。

## （2）いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害幼児児童生徒を守り通す。
- 加害幼児児童生徒に対しては、当該幼児児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「いじめ防止委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害幼児児童生徒のケア、加害幼児児童生徒の指導など、問題の解消まで、「いじめ防止委員会」が責任をもつ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害幼児児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた幼児児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、また、幼児児童生

徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるなどの「重大な事態」と判断される場合には、直ちに県教育委員会と連絡を取り、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。

- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

## 7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

### (1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

### (2) 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもをはぐくみ、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「重大事態対応委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### ① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

#### ② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた幼児児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

#### ③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「重

大事態対応委員会」を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や幼児児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

「いじめ防止委員会」「重大事態対応委員会」及び保護者・地域・関係機関

